

火災や自然災害で被害を受けた方へ

火災や暴風、豪雨、地震等自然災害で被害を受けた方は罹災証明書を申請することができ、罹災証明書を区役所等の担当窓口へ提出する等により、次のような救済・支援制度等を受けられることがあります。詳しくは担当窓口へお問合せください。

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
罹災証明書 (火災)	金沢消防署 調査係	781-0119	火災によって生じた被害 (家屋の損壊等)	災害により住家が受けた被害程度を市町村が認定し発行する証明書です	申請の際は、事前に消防署までお問合せください。 (土・日・祝日可)
罹災証明書 (火災を除く)	金沢区役所 総務課	788-7706	火災を除く自然災害によって生じた被害 (家屋の損壊や床上浸水)		申請の際は事前に総務課までお問合せください。 (平日のみ)

《金沢区役所で手続きするもの》

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き	窓口
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の減免 ※償却資産については裏面	税務課 家屋担当	788-7754	家屋等の損害が1/10以上	被害の程度に応じて税額が減免される場合があります	詳しくは担当窓口へお問合せください	3階 301
	税務課 土地担当	788-7749	地すべり・がけ崩れ等により損害を受けた方 農地で年間収穫高が2/10以上減少した方			3階 302
市県民税の減免	税務課 市民税担当	788-7743	住宅又は家財の滅失・き損が3/10以上			3階 304
市税の徴収猶予	税務課 収納担当	788-7764	一時に納付・納入することが困難な方	3階 305		
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 保険係	788-7835	・家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方 ・床上浸水	保険料が減免される場合があります		2階 202
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予			一時に納付・納入することが困難な方	保険料の徴収が猶予される場合があります		
介護保険の利用者負担額の減免			半壊半焼以上	利用者負担額が減免される場合があります		
国民健康保険の一部負担金の減免	788-7838	半壊半焼以上	住宅等の財産の損害額がその価値の3/10以上で、かつ世帯収入が一定以下の場合等	入院時の一部負担金が減免される場合があります	2階 201	
後期高齢者医療の一部負担金の減免						
国民年金保険料の免除	保険年金課 国民年金係	788-7831	財産価格のおおむね1/2以上の損害	災害により住宅、家財、その他の財産に損害を受けた時に保険料が減免される場合があります	2階 204	
障害福祉サービスの利用者負担額を一定期間免除	高齢・障害支援課 障害者支援担当	788-7849	半焼・半壊以上の損害を受けた世帯に属する支給決定障害者等	利用者負担額が一定期間減免される場合があります	4階 401 402	
保育所保育料の減免	こども家庭支援課	788-7795	半焼・半壊以上、床上浸水	保育料が一定期間、免除される場合があります	4階 404	
消毒の支援	生活衛生課 環境衛生係	788-7873	床上・床下浸水した世帯	消毒方法の説明等	4階 407	

《その他官公庁で取り扱うもの》

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 金沢事務所	781-3375	自然災害等	火災・天災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免される場合があります	被災後、3か月以内で、事前に申請手続きが必要です。申請の際に罹災証明書を添付してください(要印鑑)
市営住宅の一時使用	建築局 市営住宅課	671-2923		災害により住宅を失った方に対して、緊急的に市営住宅の一時使用を許可することができる場合があります。	罹災証明書・住民票が必要です。詳しくは担当窓口へお問合せください(要印鑑)
水道料金等基本料金相当額減免	水道局 洋光台 水道事務所	お客さまサービスセンター 847-6262		状況により、水道料金等の特別減免措置を行います。	詳しくは担当窓口へお問合せください
中小企業の経営に関する相談	経済局 金融課	662-6631		中小企業の経営に関する相談をお受けします	
固定資産税(償却資産)の減免	財政局償却資産課	671-4384		被害の程度に応じて税額が減免される場合があります	
雑損控除(災害減免)	横浜南 税務署	789-3731(代)		所得税の全部または一部について軽減される場合があります	
県税の軽減(個人事業税・不動産取得税)	戸塚県税事務所	881-3911(代)		納税の猶予などができる場合があります	
自動車税の軽減	県自動車税管理事務所	716-2111(代)		自動車災害で損害を受け運行不能になった場合に自動車税が軽減される場合があります	

その他(見舞金等)

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き	窓口
見舞金等	福祉保健課	788-7820	自然災害等	一定の被害を受けた方(被害の状況を調査し、対象者を認定)には、見舞金等をお渡しします	詳しくは担当窓口へお問合せください	4階 410
	金沢区 社会福祉協議会※	788-6080				
生活福祉資金貸付	金沢区 社会福祉協議会	788-6080	低所得世帯(収入基準あり)	被災した住宅の復旧及び家財の購入などの貸付を行います(貸付には審査があります。)	罹災から6か月以内に、罹災証明書・必要経費の見積書を添付し提出してください。(収入基準や申込方法については事前に担当窓口におたずねください。)	

※区役所の調査に基づいて交付しますので、まずは金沢区役所福祉保険課にお問合せください